

# 中華人民共和國治安管理处罰法

2005年8月28日（公布）

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 中華人民共和國治安管理處罰法

(2005年8月28日第10期全國人民代表大會常務委員會第17回會議にて可決  
2005年8月28日中華人民共和國主席令第38号公布)

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 処罰の種類と適用
- 第3章 治安管理的違法行為と処罰
  - 第1節 公共の秩序を攪乱する行為と処罰
  - 第2節 公共の安全を妨害する行為と処罰
  - 第3節 身体、財産の権利を侵害する行為と処罰
  - 第4節 社会管理を妨害する行為と処罰
- 第4章 処罰の手続き
  - 第1節 調査
  - 第2節 決定
  - 第3節 執行
- 第5章 法律の執行監督
- 第6章 附則

## 第1章 総則

第1条 社会の治安秩序を守り、公共安全の保障、公民、法人とその他組織の合法的權益を保護し、公安機関及び人民警察の法に基づく治安管理的職責を規範化し、保障するために本法を制定する。

第2条 公共秩序を攪乱し、公共安全の妨害、人身、財産の権利侵害、社会管理を妨害し、社会に損害を与え、《中華人民共和國刑法》に規定する犯罪を構成した場合は、法に基づき刑事責任を追及する。刑事処罰に至らない場合は、本法に基づき公安機関が治安管理的処罰を与える。

第3条 治安管理的処罰の手順は、本法の規定を適用する。本法に規定のない場合は、《中華人民共和國行政処罰法》の関連規定を適用する。

第4条 中華人民共和國国内で発生した治安管理的違反行為は、法律に特別な規定のある場合を除き、本法を適用する。

中華人民共和國船舶と航空機内で発生した治安管理的違反行為は、法律に特別な規定のある場合を除き、本法を適用する。

第5条 治安管理的処罰は、治安管理的違反行為の性質、情状及び社会へ及ぼした損害の程度に相当する事実を根拠としなければならない。

治安管理的処罰の実施は、公開、公正でなければならない。人権を尊重、保障し、公民の人格の尊厳を保護しなければならない。

治安事件の取り扱いは、教育と処罰を結びあわせるという原則を堅持しなければならない。

い。

第6条 各級人民政府は社会の治安統治を強化し、有効な措置を講じ、社会の矛盾解消、社会調和を促進し、社会の安定を守らねばならない。

第7条 国務院公安部門は全国の治安管理業務に責任を負う。県クラス以上の地方の各級人民政府の公安機関は当該行政区内の治安管理業務に責任を負う。  
治安事件の管轄は国務院の公安部門が定める。

第8条 治安管理の違反行為により他人に損害をもたらした場合、行為人またはその後見人は、法に基づき民事責任を負わなければならない。

第9条 民事紛争により生じた喧嘩、殴り合いまたは他人の財物を毀損するなどの治安管理の違反行為について、情状が比較的軽い場合は、公安機関が仲裁処理できる。公安機関の仲裁を経て、当事者が合意に達した場合は、処罰しない。仲裁を経ても合意に達しない場合若しくは合意後も履行しない場合は、公安機関が本法に規定に基づき、治安管理の違反行為人に対して処罰し、併せて民事紛争の場合、法に基づき人民法院へ民事訴訟を起すことができる旨を当事者へ告知しなければならない。

## 第2章 処罰の種類と適用

### 第10条 治安管理处罰の種類

- (1) 警告
- (2) 科料
- (3) 行政拘留
- (4) 公安機関が発行した許可証の没収。

治安管理に違反した外国人は、期限付きの出国または国外追放の適用を付加することができる。

第11条 治安事件の処理で押収した麻薬、猥褻物品などの持ち込み禁止品である賭博道具、賭金、麻薬の吸煙具、注射などの器具及び治安管理の違反行為を行った本人が直接所有する器具は、没収し、規定に基づき処理しなければならない。

治安管理に違反する所得である財物は、追徴し被侵害者へ返却する。被侵害者がいない場合は、1冊に綴じ登録し、公開で競売する若しくは国家の関連規定に基づき処理し、その所得は国庫へ上納する。

第12条 14歳以上18才以下の者が治安管理に違反した場合、処罰を減刑または減輕する。14歳未満の者が治安管理に違反した場合、処罰はせず、但しその後見人に嚴重に指導するよう命じなければならない。

第13条 精神障害者が、自身の行為の判断ができない、若しくは抑制できないときに、治安管理行為に違反した場合は、処分はせず、但し嚴重に監視し、治療をするようその後見人に命じなければならない。間欠性爆発性の精神障害者が精神の正常なときに、治安管理の行為に背いた場合は、処罰しなければならない。

第 14 条 視覚障害者や聾啞者が治安管理行為に違反した場合、処罰の減刑、軽減ができる若しくは処罰しない。

第 15 条 飲酒者が治安管理行為に違反した場合は、処罰を与えなければならない。  
飲酒者が酒に酔った状態で、本人や他人の身体、財産または公共安全を脅かす危険がある場合は、酔いがさめるまでそれに対して講じた保護的措置により、拘束しなければならない。

第 16 条 2 種類以上治安管理の違反行為があった場合、それぞれ決定を下し、まとめて執行する。行政の拘留処罰をまとめて執行する場合は、最長でも 20 日を超過しない。

第 17 条 共同で治安管理の行為に違反した場合、治安管理に違反した行為者が治安管理の違反行為において引き起こした影響に基づき、それぞれ処罰する。

他人を教唆、脅迫、欺瞞し治安管理に違反した場合、その教唆、脅迫、欺瞞による行為に基づき処罰する。

第 18 条 組織で治安管理に違反した場合、その直接責任を負う担当者とその他の直接責任者に対して本法の規定に基づき処罰する。その他法律、行政法規において、同一行為に対して組織に処罰を与えると規定のある場合は、その規定に基づき処罰する。

第 19 条 次の情状の 1 に該当する治安管理の違反の場合、処罰を減輕するまたは処罰しない。

- (1) 情状が極めて軽い場合。
- (2) 違法により発生した結果を自発的に取除く、若しくは軽減させ、並びに被侵害者の了解を得た場合。
- (3) 他人の脅迫や欺瞞により発生した場合。
- (4) 自発的に自首し、公安機関へ自身の違法行為の事実を陳述した場合。
- (5) 功績のあった場合。

第 20 条 次の情状の 1 に該当する治安管理の違反行為は、厳しく処罰する。

- (1) 極めて深刻な結果をもたらした場合。
- (2) 他人を教唆、脅迫、欺瞞し治安管理に違反した場合。
- (3) 届出人、告訴人、告発者、証人に対して報復を与えた場合。
- (4) 6 ヶ月以内に治安管理の処罰を受けたことがある場合。

第 21 条 治安管理に違反する行為者が次の情状の 1 に該当する場合、本法に基づき行政の拘留処罰を与えなければならない。

- (1) 14 歳以上 16 歳未満の場合。
- (2) 16 歳以上 18 歳未満の、初めて治安管理に違反した者の場合。
- (3) 70 歳以上の場合。
- (4) 妊娠している場合または 1 歳未満の乳児の授乳期にある場合。

第 22 条 治安管理の違反行為が 6 ヶ月以内に公安機関に発見されなかった場合、再度

処罰はしない。

前項に定める期限は、治安管理者の違反行為が生じた日から起算し、治安管理者の違反行為が連続してある場合または継続の状態にある場合は、行為の終了日から計算する。

### 第3章 治安管理者に違反する行為と処罰

#### 第1節 公共の秩序を攪乱する行為と処罰

第23条 次の行為の1に該当する場合、警告を与える又は200元以下の罰金に処する。情状が比較的重い場合、5日以上10日以下の拘留に処し、500元以下の罰金を併科することができる。

(1) 機関、団体、企業、事業組織の秩序を攪乱し、業務、生産、営業、医療、教育、科学研究を正常に行うことができない状態に至らしめたが、深刻な損失を及ぼすには至っていない場合。

(2) 駅、港湾、埠頭、飛行場、デパート、公園、展覧館またはその他公共の場所の秩序を乱した場合。

(3) バス、電車、列車、船舶、航空機又はその他公共の交通手段上の秩序を乱した場合。

(4) 自動車、船舶、航空機及びその他交通手段を違法に阻止する、または攀じ登る、押し乗るなど、交通手段の正常な運行に影響を及ぼした場合。

(5) 法に基づき行なわれる選挙の秩序を破壊した場合。

集団で前項の行為を実施した場合、主要メンバーに対して、10日以上15日以下の拘留に処し、1000元以下の罰金を併科することができる。

第24条 次の行為の1に該当し、文化、体育などの大規模な大衆的活動における秩序を攪乱した場合、警告又は200元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合、5日以上10日以下の拘留に処し、500元以下の罰金を併科することができる。

(1) 無理矢理に場内に立ち入った場合。

(2) 規定に違反し、場内に花火や爆竹、その他物品を火をつけ投下した場合。

(3) 侮辱的な標語、横断幕などの物品を展示した場合。

(4) 審判員、スポーツ選手やその他業務人員を包囲攻撃した場合。

(5) 場内に雑品を投げ入れ、制止を聞き入れない場合。

(6) 大規模な集団的活動の秩序を乱すその他行為の場合。

スポーツの試合における秩序を攪乱し、拘留処罰をされた場合、12ヶ月以内はスタジアムで同様の試合を観戦してはならないと同時に命じることができる。規定に違反しスタジアムに入場した場合は、強制的に退場させる。

第25条 次の行為の1に該当する場合は、5日以上10日以下の拘留に処し、500元以下の罰金を併科することができる。情状が軽い場合は、5日以下の拘留または500元以下の罰金に処する。

(1) デマを流し、危険な状況、疫病発生状況、緊急の状況又はその他の方法で、故意に公共の秩序を乱した場合。

(2) 偽物の爆発物、毒物、放射性物、腐食物または伝染病のウイルスなどの危険物質を投入し、公共の秩序を乱した場合。

(3) 放火、爆発を行なうと公言し、危険物質を投入し公共の秩序を乱した場合。

第 26 条 次の行為の 1 に該当する場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、500 元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的重い場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、1000 元以下の罰金を併科することができる。

- (1) 徒党を組んで殴り合いをした場合。
- (2) 他人を追跡、妨害した場合。
- (3) 公私の財物を強奪する、または思うままに毀損、占有した場合。
- (4) その他言いがかりをつけて騒動を起こした場合。

第 27 条 次の行為の 1 に該当する場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、1000 元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合は、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、500 元以下の罰金を併科することができる。

(1) 組織、教唆、脅迫、欺瞞、他人を扇動し邪教、民間信仰組織の活動に従事する、若しくは邪教、民間信仰組織、迷信による活動を利用し、社会の秩序を乱し、他人の身体を健康を損ねた場合。

(2) 宗教、気功の名目を利用し、社会の秩序を乱し、他人の身体を健康活動に損害を与えた場合。

第 28 条 国家の規定に違反し、無線電業務の正常な運行を故意に妨害する、または正常な運行の無線電信局に有害な妨害を生じさせた場合、関連の主管部門の指摘を受けても、除去するための有効な措置を講じることを拒絶した場合は、5 日以上 10 日以下の拘留に処する。情状が深刻な場合は、10 日以上 15 日以下の拘留に処する。

第 29 条 次の行為の 1 に該当する場合、5 日以下の拘留に処する。情状が比較的軽い場合は、5 日以上 10 日以下の拘留に処する。

(1) 国家の規定に違反し、コンピュータの情報システムに侵入し、損害をもたらした場合。

(2) 国家の規定に違反し、コンピュータの情報システムの機能に対して、削除、修正、増加、妨害を加え、コンピュータの情報システムが正常な運行を行なえない場合。

(3) 国家の規定に違反し、コンピュータの情報システムに保存、処理、転送するデータとアプリケーションソフトに削除、修正、増加を行なった場合。

(4) 故意にコンピュータウイルスなどの破壊的なプログラムを製作、伝播し、コンピュータの情報システムの正常な運行に影響を及ぼした場合。

## 第 2 節 公共の安全を妨害する行為と処罰

第 30 条 国家の規定に違反して、爆発性、有毒性、放射性、腐食性物質や伝染病の病原体などの危険物質を製造、売買、貯蔵、輸送、郵送、携帯、使用、提供、処理した場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処する。情状が比較的軽い場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処する。

第 31 条 爆発性、有毒性、放射性、腐食性物質や伝染病の病原体などの危険物質を盗まれる、奪われるまたは紛失し、規定に依らず報告しなかった場合は、5 日以下の拘留に処する。故意に隠匿し報告しない場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処する。

第 32 条 銃器、弾薬又は大弓、短刀などの国家が規制する器具を違法で所持した場合、5 日以下の拘留に処し、500 元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合、警告又は 00 元以下の罰金に処する。

銃器、弾薬又は大弓、短刀など国家の規制対象器具を公共の場所や公共の交通手段に違法に持ち込んだ場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、500 元以下の罰金を併科することができる。

第 33 条 次の行為の 1 に該当する場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処する。

(1) オイル・ガスのパイプライン施設、電力・電気通信施設、テレビ・ラジオ施設、水利治水工事施設又は、水文のモニタリング、測量、気象のサーベイランス（維持審査）、環境のモニタリング、地質のモニタリング、地震のモニタリングなどの公共施設を窃盗、毀損した場合。

(2) 国家の境界を示す国境石、境界標木およびその他国境の標、国境施設、又は領土、領海の標となる施設を移動、毀損した場合。

(3) 国（境）界線方面に影響する活動を行なった場合又は国（境）界線の管理を妨げる施設を建設した場合。

第 34 条 使用中の航空施設を窃盗、毀損、無断で移動した場合、又は航空機の操縦室に無理矢理侵入した場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処する。

使用中の航空機上で、運行システムの正常な機能に影響を及ぼす可能性のある器具、道具を使用し、制止に従わなかった場合、5 日以下の拘留又は 500 元以下の罰金に処する。

第 35 条 次の情状の 1 に該当する場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、500 元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合は、5 日以下の拘留又は 500 元以下の罰金に処する。

(1) 鉄道施設、設備、自動車の車両部品又は安全標識を窃盗、毀損、無断で移動した場合。

(2) 線路上に障害物を放置した場合、又は故意に列車に向かって物品を投擲した場合。

(3) 鉄道の線路、橋梁、暗渠に穴を掘り、石や砂を採取した場合。

(4) 鉄道の線路上に踏切や平面交差した通路を私的に設けた場合。

第 36 条 鉄道の防護ネットに無断で進入した場合、又は列車の進入時、鉄道の線路上を歩行する、横たわる、鉄道を飛び越えて、運行の安全に影響を及ぼした場合、警告又は 200 元以下の罰金に処する。

第 37 条 次の行為の 1 に該当する場合、5 日以下の拘留又は 500 元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合は、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、500 元以下の罰金を併科することができる。

(1) 審査承認を経ず、送電網を設置、使用した場合、又は設置、使用する送電網が安全の規定に符合していない場合。

(2) 車両、通行者が通行する場所で工事する場合、陥没した部分に蓋となる物品を被せず、防御用の囲いや注意を喚起するための標識を設けない場合、又は蓋となる物品、防御用の囲い、注意を喚起するための標識を故意に毀損、移動した場合。

(3) 路面の蓋、照明などの公共施設を窃盗、毀損した場合。

第 38 条 文化、体育などを挙げる大規模な集団活動において、関連規定に違反し、安全に係わる事故が発生する危険のある場合、活動停止を命じ、即座に分散させる。主催者に対し、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、200 元以上 500 元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合、5 日以下の拘留または、500 元以下の罰金に処する。

第 39 条 旅館、ホテル、映画館、娯楽施設、競技場、展覧館またはその他の社会公衆活動に場所を供する運営管理者が、安全規定に違反し、当該地で安全にかかわる事故が生じる危険があった場合に、公安機関が是正を命じても、是正しない場合は、5 日以下の拘留を命じる。

### 第 3 節 身体の権利、財産権を侵害する行為と処罰

第 40 条 次の行為の 1 に該当した場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、500 元以上 1000 元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合は、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、200 元以上 500 元以下の罰金を併科することができる。

(1) 16 歳未満の者を組織、脅迫、欺瞞する、または障害者が恐怖、残虐な振る舞いを行なった場合。

(2) 暴力、威嚇またはその他の手段で他人に労働を強要した場合。

(3) 違法に他人の身体を拘束する、違法に他人の住宅に侵入する、若しくは違法に他人にボディチェックを行なう場合。

第 41 条 脅迫、欺瞞または他人を利用し物乞いを行なった場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、1000 元以下の罰金を併科することができる。

繰り返し付き纏い、せびるまたはその他他人の邪魔をし、物乞いを行なった場合、5 日以下の拘留に処する、または警告する。

第 42 条 次の行為の 1 に該当する場合、5 日以下の拘留または 500 元以下の罰金に処する。情状が比較的深刻な場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、500 元以下の罰金を併科することができる。

(1) 脅迫状を書くまたはその他の方法で他人の人身の安全を脅かした場合。

(2) 公然と他人を侮辱するまたは事実を捏造し他人を誹謗した場合。

(3) 事実を捏造し他人を誣告し罪に陥れる、他人が刑事責任を追及されるよう企てる、または治安処罰を受けよう企てる場合。

(4) 証人及びその親族に対し、威嚇、侮辱、殴打した場合、または報復を与えた場合。

(5) 繰り返し淫猥、侮辱、恐喝またはその他情報を送り、他人の正常な生活を妨害した場合。

(6) 他人のプライバシーを覗く、盗撮、盗聴、吹聴する。

第 43 条 他人を殴打する、または故意に他人の身体を傷つけた場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、200 元以上 500 元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合、5 日以下の拘留または 500 元以下の罰金に処する。

次の情状の 1 に該当する場合、10 日以上 15 日以下の拘留、または 500 元以上 1000 元



以下の罰金に処する。

- (1) 徒党を組み他人を殴打、傷害を負わせた場合。
- (2) 障害者、妊婦、14歳未満の者または、60歳以上の者を殴打、傷害を負わせた場合。
- (3) 他人を繰り返し殴打、傷害を負わせた場合、または1度に多数の者を殴打、傷害を負わせた場合。

第44条 他人に猥褻な行為を働く、または公共の場所で故意に裸体を露出し、情状が悪辣であった場合、5日以上10日以下の拘留に処する。知的障害者、精神障害者、14歳未満の者に猥褻な行為を働いた場合、またはその他情状が深刻な場合は、10日以上15日以下の拘留に処する。

第45条 次の行為の1に該当する場合、5日以下の拘留または警告に処する。

- (1) 家族の成員を虐待し、その被虐待者が処罰を求めた場合。
- (2) 独立し生活する能力のない被扶養者を遺棄した場合。

第46条 商品を強制的に売買し、他人にサービスを無理矢理提供する、または他人にサービスを受けるよう脅迫した場合、5日以上10日以下の拘留に処し、200元以上500元以下の罰金を併科する。情状が比較的軽い場合、5日以下の拘留、または500元以下の罰金に処する。

第47条 民族の遺恨、民族差別を扇動する、または出版物、コンピュータの情報ネットワークにおいて民族差別、侮辱的な内容を掲載した場合、10日以上15日以下の拘留に処し、1000元以下の罰金を併科することができる。

第48条 他人のメールを不正受信、隠匿、破棄、無断開封または違法で検査した場合、5日以下の拘留または500元以下の罰金に処する。

第49条 窃盗、詐欺、略奪、強奪、財産を強請る、または故意に公私の財物を毀損した場合、5日以上10日以下の拘留に処し、500元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的深刻な場合、10日以上15日以下の拘留に処し、1000元以下の罰金を併科することができる。

#### 第4節 社会管理を妨害する行為と処罰。

第50条 次の行為の1に該当する場合、警告又は200元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合は、5日以上10日以下の拘留に処し、500元以下の罰金を併科することができる。

- (1) 人民政府が非常事態の状況下で法に基づき公布した決定、命令の実行を拒絶した場合。
- (2) 国家公務員の法に基づく職務の執行を妨害した場合。
- (3) 緊急任務を執行する消防車、救急車、レスキュー車、パトカーなどの車両の通行を妨害した場合。
- (4) 公安機関が設置した警戒網、警戒エリアに無理矢理突進した場合。人民警察の法に基づく職務の執行を妨害した場合は、厳重に処罰する。

第 51 条 国家公務員に成りすました場合、又はその他虚偽の身分で公然と偽装した場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、500 元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合、5 日以下の拘留又は 500 元以下の罰金に処する。

軍隊と警察官に公然と成りすました場合、厳重に処罰する。

第 52 条 次の行為の 1 に該当する場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、1000 元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、500 元以下の罰金を併科することができる。

(1) 国家機関、人民団体、企業、公共機関又はその他組織の公文書、証明証、証明文書、印鑑を偽造、変造若しくは販売した場合。

(2) 国家機関、人民団体、企業、公共機関又はその他組織の公文書、証明証、証明文書を売買した場合、又は偽造、変造したものを使用した場合。

(3) 乗車券、乗船券、航空券、興行券、スポーツの試合の入場券又はその他有価証券、証明書を偽造、変造、転売した場合。

(4) 船舶番号を偽造、変造した場合、偽造、変造した船舶番号を売買または使用した場合、若しくは船体識別番号を塗り替えた場合。

第 53 条 国家が進入を禁止、制限する水域または島嶼に、船舶が無断で侵入、停泊した場合、船舶の責任者及び関連の担当者に対し、500 元以上 1000 元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合、5 日以下の拘留に処し、500 元以上 1000 元以下の罰金を併科する。

第 54 条 次の行為の 1 に該当する場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、500 元以上 1000 元以下の罰金を併科する。情状が比較的軽い場合は、5 日以下の拘留または 500 元以下の罰金に処する。

(1) 国家の規定に違反し、登録登記を経ず、社会団体の名義で活動し、取締りを受けた後もなお、活動を実施した場合。

(2) 法に基づき登録を抹消された社会団体が、依然として社会団体の名義で活動した場合。

(3) 許可を経ず、国家の規定に基づき公安機関の許可を必要とする業界の事業を無断で行なった場合。

前項第 3 項の行為があった場合は、取り締まる。

公安機関の許可を得た経営者が、国家管理に関する規定に違反し、情状が深刻な場合、公安機関は許可証を没収することができる。

第 55 条 違法な集会、行進、デモを扇動、画策し、制止を聞き入れない場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処する。

第 56 条 旅館業の従業者は、宿泊客が規定に依らず氏名、身分証明書の種類と番号を登録しない場合、または宿泊客が危険物を確かに旅館に持ち込んだにもかかわらず、制止しなかった場合、200 元以上 500 元以下の罰金に処する。

旅館業の従業者は、宿泊客が犯罪の容疑者である、若しくは公安機関から指名手配されていることを明らかに知りながらも、公安機関に通報しなかった場合、200 元以上 500 元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合、5 日以下の拘留、または 500 元以下の罰金に処

することができる。

第 57 条 家屋の貸主が身分証明書のない者に部屋を貸し出した場合、若しくは規定に依らず借主の氏名、身分証明書の種類と番号を登録しなかった場合、200 元以上 500 元以下の罰金に処する。

家屋の貸主は、貸出した部屋を利用し、借主が犯罪活動を行なっているのを知りながらも、公安機関へ通告しなかった場合は、200 元以上 500 元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合は、5 日以下の拘留に処し、500 元以下の罰金を併科することができる。

第 58 条 社会生活の騒音汚染防止に関する法律の規定に違反し、他人の正常な生活を騒音により妨害した場合、警告を与える。警告後も改正されなかった場合、200 元以上 500 元以下の罰金に処する。

第 59 条 次の行為の 1 に該当した場合、500 元以上 1000 元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、500 元以上 1000 元以下の罰金を併科する。

(1) 抵当業務の担当者が抵当に入っている物品を受領し、関連の証明書を検査せず、登録手続きを行わない場合、または違法な犯罪の容疑者、盗品であることを明らかに知りながら、公安機関に通告しなかった場合。

(2) 国家の規定に違反し、鉄路、油田、電力供給、電気通信、鉱山、水利、測量と都市部の公共施設などの不用の専用機材を購入した場合。

(3) 公安機関が調査の通告をした盗品、又は盗品の嫌疑のある物品を購入した場合。

(4) 国家が購入を禁止するその他の物品を購入した場合。

第 60 条 次の行為の 1 に該当する場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、200 元以上 500 元以下の罰金を併科する。

(1) 行政の法律執行機関の、法に基づく押収、差押、凍結の財産を隠蔽、移転、転売した場合。

(2) 証拠を偽造、隠匿、隠滅する、若しくは虚偽の証言、虚偽の報告をし、行政の法律執行機関の、法に基づく事件の処理に影響を及ぼした場合。

(3) 明らかに盗品である事実を知りながら、隠匿、移転または代理販売した場合。

(4) 法に基づき監視下にあり、政治権利を略奪された、若しくは執行猶予、病気による服役中の一時出所など、刑務所外で法律を執行中の犯人、または法に基づき刑事事件の強制措置を講じられた者に、法律、行政法規および国務院公安部門の監督管理規定に違反する行為があった場合。

第 60 条 組織に協力し、または他人を輸送し密入国（境）した場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、1000 元以上 5000 元以下の罰金を併科する。

第 62 条 密入国者へ条件を提供した場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、500 元以上 2000 元以下の罰金を併科する。

密入国した場合、5 日以下の拘留、または 500 元以下の罰金に処する。

第 63 条 次の行為の 1 に該当する場合、警告または 200 元以下の罰金に処する。情状

が深刻な場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処し、200 元以上 500 元以下の罰金を併科する。

(1) 国家の保護文化財や、名称旧跡を傷つける、落書きする、またはその他の方法で故意に毀損した場合。

(2) 国家の規定に違反し、文化財保護付近で爆破、採掘などの活動を行い、文化財の安全に危険を及ぼした場合。

第 64 条 次の行為の 1 に該当する場合、500 元以上 1000 元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、500 元以上 1000 元以下の罰金を併科する。

(1) 他人の自動車を無断で運転した場合。

(2) 無免許で運転した場合、または他人の航空機やエンジン付きの船舶を無断で運転した場合。

第 65 条 次の行為の 1 に該当する場合、5 日以上 10 日以下の拘留に処する。情状が深刻な場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、1000 元以下の罰金を併科することができる。

(1) 他人の墓石を破壊、毀損した場合、または他人の遺骨、遺灰を毀損、遺棄した場合。

(2) 公共の場所で死体を放置した場合、または死体を放置したことにより他人の正常な生活、業務秩序に影響を与えた、制止を聞き入れなかった場合。

第 66 条 売買春を行った場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、5000 元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合、5 日以下の拘留または 500 元以下の罰金に処することができる。

公共の場所で、売買春のための客引きを行った場合、5 日以下の拘留または 500 元以下の罰金に処する。

第 67 条 売春を誘引、收容、周旋した場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、500 元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合、5 日以下の拘留または 500 元以下の罰金に処する。

第 68 条 猥褻な書籍、写真や図画、映画、音響製品など猥褻物品を製作、輸送、複製、販売、貸出する、またはコンピュータ情報ネットワーク、電話及びその他通信手段で猥褻な情報を配信した場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、3000 元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合、5 日以下の拘留または 500 元以下の罰金に処する。

第 69 条 次の行為の 1 に該当する場合、10 日以上 15 日以下の拘留に処し、500 元以上 1000 元以下の罰金を併科する。

(1) 組織的に猥褻な音響を放送した場合。

(2) 猥褻な上演を組織した場合、または行った場合。

(3) 集団的な猥褻な活動に参加した場合。

他人が前項の活動に従事しているのを明らかに知りながら、それに条件を提供した場合、前項の規定に照らして処罰する。

第 70 条 営利目的で、賭博のために条件を提供した場合、または金額の規模の比較的

大きな賭博に参加した場合、5日以下の拘留または500元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合は、10日以上15日以下の拘留に処し、500元以上3000元以下の罰金を併科する。

第71条 次の行為の1に該当する場合、10日以上15日以下の拘留に処し、3000元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合、5日以下の拘留、または500元以下の罰金に処する。

(1) 違法で500株未満のケシまたはその他少量の麻薬の元となる植物を栽培した場合。

(2) 植物としての生活機能が失われていない少量のケシなどの麻薬の元となる種子や若苗を違法に売買、輸送、携帯、所有した場合。

(3) 少量のケシ殻を違法で輸送、売買、貯蔵、使用した場合。

前項第1項の行為に該当し、成熟する前に自身で完全に除去した場合は、処罰しない。

第72条 次の行為の1に該当する場合、10日以上15日以下の拘留に処し、2000元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合は、5日以下の拘留または500元以下の罰金に処することができる。

(1) アヘン200g未満、ヘロインまたは塩酸メタンフェスタミンを10グラム未満またはその他少量の麻薬を違法に所持した場合。

(2) 他人へ麻薬を提供した場合。

(3) 麻薬を吸引、注射した場合。

(4) 麻酔薬品、精神薬品を出すよう医療従事者を脅迫、欺瞞した場合。

第73条 他人を教唆、勧誘、欺瞞し麻薬を吸引、注射させた場合、10日以上15日以下の拘留に処し、500元以上2000元以下の罰金を併科する。

第74条 旅館業、飲食サービス業、文化娯楽業、自動車業などの組織の従業員が、公安機関による麻薬吸引、賭博、売買春を調査する際、違法の犯罪行為者に情報を漏洩した場合、10日以上15日以下の拘留に処する。

第75条 動物を飼育し、他人の正常な生活を妨害した場合、警告を与える。警告後も改正されない場合、または動物を放任し、他人を恐喝した場合、200元以上500元以下の罰金に処する。

他人に危害を与えるよう動物を駆り立てた場合、本法第43条第1項の規定に照らし、処罰する。

第76条 本法第67条、第68条、第70条の行為に該当し、度重なる勧告に対しても改めない場合、国家の規定に基づき、強制的な性教育的措置を講じることができる。

## 第4章 処罰の手続き

### 第1節 調査

第77条 公安機関は、事件の届出、告訴、告発または治安管理中に違反する行為者による自発的な自首、及びその他行政主管部門、司法機関の移送による治安管理中に違反する事件に対して、速やかに受理し、登録を行わなければならない。

第 78 条 公安機関は、事件の届出、告訴、告発、自主の受理後、治安管理に違反する行為に該当すると認める場合、速やかに調査を行わなければならない。治安管理に違反する行為に該当しないとする場合、届出人、告訴人、告発者、自主者へ告知し、理由を説明しなければならない。

第 79 条 公安機関及びその人民警察は治安事件の調査に対して、法に基づき実施しなければならない。自白の強要、威嚇、誘導、欺瞞的手段で違法に証拠を収集することを厳禁する。

違法な手段により収集した証拠を処罰の根拠としてはならない。

第 80 条 公安機関及びその人民警察が治安事件を取り扱う際、国家機密、商業機密、または個人のプライバシーに関わることについては、秘密を守らねばならない。

第 81 条 人民警察が治安事件を処理する過程で、次の情状の 1 に遭遇した場合、忌避しなければならない。治安管理の違反行為者、被侵害者またはその法定代理人も彼らに忌避を要求する権利を有する。

(1) 当該事件の当事者または当事者の親族である場合。

(2) 本人またはその親族と当該事件が利害関係にある場合。

(3) 当該事件の当事者とその他関係にあり、事件の公正な処理に影響する恐れのある場合。

人民警察の忌避は、その所属の公安機関により決定する。公安機関の責任者の忌避は、ひとつ上級の公安機関が決定する。

第 82 条 召喚の必要があり、治安管理の違法行為者が調査を受け入れる場合は公安機関の調査処理部門の責任者の承認を経て、召喚状を使用し召喚する。その場で治安管理の違反行為者を発見した場合、人民警察は職務証明証の提示を経て、口頭により召喚することができる。但し調書に明記しなければならない。

公安機関は召喚の原因と根拠を法に基づき被召喚者へ告知しなければならない。正当な理由がなく召喚を拒絶する、または召喚を逃避した者に対しては、強制的に召喚することができる。

第 83 条 治安管理の違反行為者に対して、公安機関は召喚後速やかに尋問を行わなければならない。尋問の時間は、8 時間を超過してはならない。状況が複雑な場合、本法の規定に照らし、行政による拘留の処罰を適用することができる。尋問の時間は 24 時間を超過してはならない。

公安機関は、召喚の原因と場所を速やかに被召喚者の家族に通知しなければならない。

第 84 条 取調べ調書は被取調人へ事実の照合をしなければならない。読解能力が無い場合、それに対して読み上げなければならない。記載漏れや誤りのある場合、被取調人は補充または訂正を提出することができる。被取調人は調書に誤りが無いことを確認後、署名または押印しなければならない。取り調べる人民警察も調書に署名しなければならない。

被取調人が取調べ事項を書面資料で自ら提供することを要求した場合、許可しなければならない。必要な場合は、人民警察は被取調人に自分で記入するよう要求することもできる。

16 歳以下の治安管理の違反行為者を尋問する場合は、その父母またはその後見人に立

ち合うよう通知しなければならない。

第 85 条 人民警察が被侵害者またはその他証人を尋問する場合、その所属部門または居所で実施することができる。必要なときは、その公安機関へ証言を提供するよう通知することもできる。

人民警察は公安機関以外の場所で被侵害者またはその他証人を尋問する場合、職務証明書を提示しなければならない。

被侵害者またはその他証人を尋問する場合、同時に本法第 84 条の規定を適用する。

第 86 条 聾啞者である治安管理の違反行為者、被侵害者またはその他証人を取調べる場合、手話に精通する者を同席させ、併せて調書に明記しなければならない。

現地の通用言語、文字に通じない治安管理の違反行為者、被侵害者またはその他証人を尋問する場合、通訳を同席させ、調書に明記しなければならない。

第 87 条 公安機関は治安管理の違反行為に関連する場所、物品、人身に対して、検査を行うことができる。検査の際、人民警察は 2 名を下回ってはならず、併せて職務証明証と県クラス以上の公安機関が発行した検査の証明書類を提示しなければならない。速やかな検査の実施が確かに必要である場合、人民警察は、職務証明証の提示を経て、その場で検査を行うことができる、但し、公民の住所を検査する場合、県クラス以上の人民政府が発行した検査証明文書を提示しなければならない。

婦女子の身体を検査する際は、女性の担当者により実施しなければならない。

第 88 条 検査の状況は、検査調書を作成し、検査人、被検査人と証人が署名または押印しなければならない。被検査人が署名を拒絶する場合、人民警察は調書に明記しなければならない。

第 89 条 公安機関が治安事件を取り扱う場合、事件と関係する証拠とする必要のある物品に対して、押収することができる。被侵害者または善意の第三者が占有する財産については押収してはならないが、登記はしなければならない、事件と無関係の物品については押収しない。

押収する物品については、証人と被押収物品の所有者を立ち合わせ、点検し明らかにしなければならない。その場で明細書を 1 式 2 部発行し、調査担当者、証人及び所有者が署名または押印しなければならない。1 部は所有者に渡し、残りの 1 部は調査に備えて保管する。

押収物品は適切に保管しなければならない。その他用途に流用してはならない。長期保存に適さない物品は、規定に基づき処理する。事件と無関係であることが明らかになった場合、速やかに返還しなければならない。事実の確認を経て、他人の合法的な財産に属するとする場合、登記後速やかに返還しなければならない。満 6 ヶ月を経て財産の権利を主張する者がいない場合、または権利者を確定することが出来ない場合、公開で競売する、若しくは国家の関連規定に基づき処理しなければならない。その所得を国庫に上納しなければならない。

第 90 条 事件の内容を明らかにするために、事件において争議の専門的な問題の解決が必要のある場合、専門的な知識を備える人員を派遣または招聘し、鑑定を行わなければ

ならない。鑑定人は鑑定後、鑑定意見を記入し、署名しなければならない。

## 第2節 決定

第91条 治安管理の処罰は県クラス以上の人民政府公安機関が決定する。そのうち、警告、500元以下の罰金は公安の派出所が決定することができる。

第92条 行政の拘留処罰が決定された者に対して、処罰以前に、既に身体の自由な時間を制限する強制的な措置を講じた場合は、算入しなければならない。身体の自由を制限した1日は、行政の拘留の1日として算入する。

第93条 公安機関が治安事件を調査・処罰する場合、本人の陳述はないものの、その他証拠により事件の事実を証明することが出来る場合、治安管理の処罰の決定を下すことができる。但し、本人の陳述のみで、その他証拠となる証明のない場合、治安管理の処罰の決定を下すことはできない。

第94条 公安機関は治安管理の処罰の決定を下す以前に、下した治安管理の処罰の事実、理由及び根拠を告知しなければならない、併せて治安管理の違反行為者が法に基づき享受する権利を告知しなければならない。

治安管理の違反行為者は、陳述と弁明の権利を有する。公安機関は、治安管理の違反行為者の意見を十分に聴取しなければならない、治安管理の違反行為者が提出した事実、理由及び証拠に対して、再審査を行わなければならない。治安管理の違反行為者が提出した事実、理由または証拠が成立した場合、公安機関は受け入れなければならない。

公安機関は治安管理の違反行為者の陳述、弁明により処罰を加重してはならない。

第95条 治安事件の調査を終了後、公安機関は異なる状況により、それぞれ以下の処分をしなければならない。

(1) 法に基づき治安管理の処罰を与える違法行為が確かにあった場合、情状の軽重および具体的状況に基づき、処罰を決定しなければならない。

(2) 法に基づき処罰しない場合、または違法の事実が成立しない場合は、処罰しない決定を下す。

(3) 違法行為が既に犯罪の嫌疑のある場合、主管機関に移送し法に基づき刑事責任を追及する。

(4) 治安管理の違反行為者にその他違法行為があることがわかった場合、治安管理の違法行為に対して処罰の決定を下すと同時に、関連の行政主管部門へ処罰を通知する。

第96条 公安機関が治安管理処罰の決定を下した場合、治安管理の処罰決定書を作成しなければならない。決定書には次の内容を明記しなければならない。

- (1) 被処罰人の氏名、性別、年齢、身分証明書の名称と番号、住所。
- (2) 違法の事実と証拠。
- (3) 処罰の種類と根拠。
- (4) 処罰の法の執行方法と期限。
- (5) 処罰の決定に不服の場合、行政再議、行政訴訟を申し出る手立てと期限。
- (6) 処罰の決定を下した公安機関の名称と決定日時。



決定書には、処罰の決定を下した公安機関の押印がなければならない。

第 97 条 公安機関は、被処罰人に治安管理の処罰決定書を宣告しなければならず、併せてその場で被処罰人に交付しなければならない。その場で被処罰人へ宣告することができない場合、2 日以内に被処罰人へ送達しなければならない、行政の拘留処罰の決定の場合、速やかに被処罰人の家族に通知しなければならない。

被侵害者がいる場合、公安機関は決定書の副本を被侵害者へ送付しなければならない。

第 98 条 公安機関は、許可証の没収及び 2000 元以上の罰金の治安管理処罰の決定を下す以前に、公聴会を要求する権利のあることを治安管理の違反行為者に告知しなければならない。治安管理の違反行為者が公聴会を要求する場合、公安機関は速やかに法に基づき公聴会を挙行しなければならない。

第 99 条 公安機関が治安事件を処理する期限は、受理した日から 30 日を超過してはならない。事件が重大で複雑な場合は、ひとつ上級の公安機関の承認を経て、30 日延長することができる。

事件を明らかにするために鑑定を実施する期間は、治安事件を処理する期間として算入しない。

第 100 条 治安管理の違反行為の事実が明確で、証拠が確実であり、警告または 200 元以下の罰金に処する場合、その場で治安管理の処罰の決定を下すことができる。

第 101 条 その場で治安管理の処罰の決定を下す場合、人民警察は治安管理の違反行為者へ職務証明書を提示しなければならず、処罰決定書を記入しなければならない。処罰決定書はその場で、被処罰人へ交付しなければならない。被侵害者のいる場合、決定書の副本を被侵害者へ送付しなければならない。

前項に規定する処罰決定書は、被処罰人の氏名、違法行為、処罰の根拠、罰金の金額、時間、場所及び公安の名称を記載しなければならず、併せて取り扱った人民警察の署名または押印を経なければならない。

その場で治安管理の処罰の決定を下す場合、取り扱った人民警察は 24 時間以内に所属の公安機関へ記載届出しなければならない。

第 102 条 被処罰人が治安管理の処罰の決定に不服の場合、法に基づき行政再議または行政訴訟を申し出ることができる。

### 第 3 節 執行

第 103 条 行政の拘留処罰を決定された者に対して、決定を下した公安機関が拘置所へ送達し執行する。

第 104 条 罰金の処罰を受けた者は、処罰の決定を受領した日から 15 日以内に、指定の銀行へ罰金を納付しなければならない。但し、次の情状の 1 に該当する場合、人民警察がその場で罰金を徴収することができる。

(1) 50 元以下の罰金に処され、被処罰人が罰金に対して意義のない場合。

(2) 辺境、水上、交通の不便な地区の場合、公安機関及びその人民警察が本法の規定に基づき罰金の決定を下した後、被処罰人が指定の銀行で罰金を納付するのが明らかに困難であると、被処罰人が提出した場合。

(3) 被処罰人が、当該地に固定の住所がなく、その場で徴収をしなければ執行が難しい場合。

第105条 人民警察がその場で徴収した罰金の場合、罰金を徴収した日から2日以内に、所属の公安機関へ納付しなければならない。水上、旅客列車においてその場で徴収した罰金は、岸、または駅に到着した日から2日以内に、所属の公安機関へ納付しなければならない。公安機関は罰金を受領した日から2日以内に罰金を指定の銀行に納付しなければならない。

第106条 人民警察がその場で罰金を徴収する場合、被処罰人へ省、自治区、直轄市の人民政府の財政部門が統一して作成した罰金の領収書を発行しなければならない。統一して作成された罰金の領収書を発行しない場合、被処罰人は罰金の納付を拒絶する権利を有する。

第107条 被処罰人が行政の拘留処罰の決定に不服で、行政再議の申告、行政訴訟を起こす場合、行政の拘留を先送りにする申請を公安機関へ提出することができる。公安機関は行政の拘留執行の先送りが社会的危険を生じるに至らないと判断する場合、被処罰人、またはその親族が本法第108条に規定する条件に符合する保証人、または1日の行政の拘留につき200元の基準の保証金で、行拘留処罰の決定の執行を先送りすることができる。

第108条 保証人は次の条件に符合しなければならない。

- (1) 当該事件と関わりがないこと。
- (2) 政治権利を享受し、身体の自由の制限を受けていないこと。
- (3) 当該地に常住の戸籍と固定の住所を有すること。
- (4) 保証義務を履行する能力を有すること。

第109条 保証人は被保証人が行政の拘留処罰の執行を逃避しないことを保証しなければならない。

保証人が保証義務を履行せず、被保証人が行政の拘留処罰の執行を逃避するに至った場合、公安機関はそれについて3000元以下の罰金に処する。

第110条 行政の拘留処罰を決定された者が保証金を納付し、行政の拘留を先送りにした後、行政の拘留処罰の執行を逃避した場合、保証金は没収し公庫に上納し、既に下された行政の拘留決定は依然として執行しなければならない。

第111条 行政の拘留処罰の決定が取り消された場合、または行政の拘留処罰の執行が開始された場合、公安機関が受領した保証金は、速やかに納付者に返還しなければならない。

## 第5章 法律の執行監督

第 112 条 公安機関及びその人民警察は、法に基づき、公正、厳格、高効率に治安事件を扱わなければならない。文明的な法律を執行し、私欲のために不正を働いてはならない。

第 113 条 公安機関及び人民警察は治安事件を処理する場合、治安管理の違反行為者に対して、罵倒、虐待または侮辱することを禁止する。

第 114 条 公安機関及びその人民警察が治安事件を処理する場合、社会と公民の監督を受け入れることを自覚しなければならない。

公安機関及びその人民警察が治安事件を処理する場合、厳格に法の執行を実施しない、または法律・規律違反行為があった場合、如何なる組織と個人も公安機関、または人民検察院、行政監察機関へ告発、告訴する権利を有する。告発、告訴を受け入れた機関は職責に基づき速やかに処理しなければならない。

第 115 条 公安機関は法に基づき罰金の処罰を実施する場合、関連の法律、行政法規の規定に基づき罰金の決定の実行と罰金の徴収を分離しなければならない。徴収した罰金は全て国庫へ上納しなければならない。

第 116 条 人民警察の治安事件の取り扱いで、次の行為の 1 に該当する場合、法に基づき懲戒処分を与える。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

- (1) 拷問による自白の強要、体罰、虐待、他人を侮辱した場合。
- (2) 証拠の尋問時間を超過して身体を自由を制限した場合。
- (3) 罰金の決定と罰金の徴収の分離制度を執行しない場合、または規定に依らず罰金として設定された財物を国庫に上納しない場合、または法に基づき処分する場合。
- (4) 徴収、押収した財物を密かに分割、不法占拠、流用、故意に毀損した場合。
- (5) 規定に違反し被侵害者の財物を使用する、または速やかに返還しない場合。
- (6) 規定に違反し速やかに保証金を返還しない場合。
- (7) 職務上の便宜を利用し、他人の財物を接收する、またはその他利益をむさぼる場合。
- (8) その場で罰金を徴収する場合、罰金の領収書を発行しない、若しくは事実に基づく罰金の金額を記入しない場合。
- (9) 治安管理の違反行為の制止を要求する通報を受けた後、速やかに出勤しない場合。
- (10) 治安管理の違反を調査、処罰する際、違法犯罪行為者に情報を漏洩した場合。
- (11) 私欲のために不正を働く、職権の乱用で、法によらず、法定の職責を履行しないその他状況の場合。

治安事件を処理する公安機関に前項に述べる行為のあった場合、直接責任を負う担当者とその他直接責任者に相応の懲戒処分を与える。

第 117 条 公安機関及びその人民警察が違法に職権を行使し、公民、法人及びその他組織の合法的権益を侵害した場合、正式に謝罪しなければならない。損害を与えた場合、法に基づき賠償責任を負わなければならない。

## 第 6 章 附則

第 118 条 本法に述べる以上、以下、以内には当該数を含む。

第 119 条 本法は 2006 年 3 月 1 日から施行する。1986 年 9 月 5 日に公布、1994 年 5 月に改訂公布された《中華人民共和国治安管理処罰条例》は同時に廃止とする。